

夢通信第72号原稿

「障害者自立支援法の歴史的考察」

障害者自立支援法が一部施行されて二ヶ月が経過した。利用者負担の増大、事業者報酬の激減、自治体の大混乱と、その影響は枚挙にいとまが無い。障害者を困む関係者のほとんどすべてが困惑し、将来の見通しさえもてないこの法律がなぜ成立したかを、振り返ってみよう。

現代障害者福祉は一九四七年(昭和二二年)の日本国憲法の制定を嚆矢(こうし)とする。憲法を精神を生かした「無差別平等・必要十分・公的責任」という福祉の三原則に基づき、「身体障害者福祉法」「精神薄弱者福祉法」が施行され、一九七五年(昭和五十年)国連が「障害者の権利宣言」を採択。一九七九年(昭和五四年)養護学校教育義務制実施。一九八一年(昭和五六年)「国連障害者年」スタートと、戦後の高度成長の追い風を受け、障害者をめぐる社会資源及び権利意識が飛躍的に拡大していった。しかし同年「第二臨調(行政調査会)」が発足。その方針に「今後の福祉は、自助、自立、社会連帯ですすめる」という文言が記された。この時点が放物線の頂点となり、その後憲法を精神を生かした「無差別平等・必要十分・公的責任」の三原則がアメリカ的新自由主義の精神である「条件付不平等・最低限給付・受益者負担」という三原則に大きく変容を遂げていくのである。その後一九八二年(昭和五七年)重度身体障害者施設(身体障害者療護施設)の有料化、家庭奉仕員(ホームヘルパー)制度の有料化。一九八三年(昭和五八年)老人医療費の有料化。一九八四年(昭和五九年)健康保険本人負担一割。一九八五年(昭和六十年)国庫補助金八割から七割へ。一九八六年(昭和六一年)国庫補助金七割から五割へと、毎年のごとく「財政的公的責任」が加速度的に後退していった。最初は軽微な痛みが、漸次大きな痛みを科すことによって痛み慣れてくることに味をしめた、まさに姑息な手段である。さらに一九九五年(平成七年)「社会保障制度審議会」において、いわゆる「九五年勧告」が発せられた。この勧告の中で「これからの社会保障は、ある程度自己負担していただくことによって、サービスを受ける『権利意識』をもっていただき云々」というくだりがある。これは前述の「福祉の三原則」とは相容れない思想で、この勧告が現在の社会保障制度運用の精神的支柱となった。しかしこの考え方の底流には「効率化による強力な財政抑制策・市場競争における等価交換原則」があり、「社会保障のあるべき姿・ニーズ」などは理由付けのひとつに過ぎなくなってきた。この思想を具現化したものが、高齢者福祉における「介護保険法」であり、障害者福祉における「障害者自立支援法」なのである。「九五年勧告」の年、くしくも「いぶき」が開所し、この大変革に対応し運営を続けてきた。「いぶき」は「障害者自立支援法案」の審議段階を含め一貫して、この思想に反対し続けてきた。今後も障害者福祉に携わるものとして、よい意味での矜持(きょうじ)を持ち続け、発信し続けたいものだと考える。

文責:はやしもりお